

特記仕様書

第1章 総則

1.1 業務名称 自治会施設等 LED 化促進事業

1.2 業務目的

本業務は、和泊町内に設置されている既存の防犯灯（蛍光灯等）を LED 防犯灯へ切り替えることにより、電力消費量の削減による環境負荷の低減および維持管理コストの抑制を図るとともに、防犯灯の長寿命化と夜間における安全確保、防犯機能の向上に資することを目的とする。

1.3 適用範囲

本仕様書は、和泊町が発注する自治会施設等 LED 化促進事業に関する全ての業務に適用する。対象となる防犯灯は、別途提示する位置図に記載の箇所とする。

1.4 契約期間 令和9年3月5日（金）までとする。

1.5 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例、規則等を遵守し、業務を遂行しなければならない。特に、電気工事士法、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程、配電規程、労働安全衛生法、廃棄物処理法等を遵守するものとする。

第2章 業務内容

2.1 LED 防犯灯への交換業務

受注者は、和泊町が指定する箇所において、既設の防犯灯（蛍光灯等）を撤去し、新たに LED 防犯灯を設置するものとする。

- (1) 既設防犯灯の撤去及び処分：既設の防犯灯器具、ランプ、安定器等の構成部品を適切に撤去し、関係法令に基づき適正に処分するものとする。
- (2) LED 防犯灯の設置：新規 LED 防犯灯を指定の場所に設置するものとする。既存のポールや配線を可能な限り活用し、安全かつ確実に設置すること。
- (3) 配線工事：必要に応じて、LED 防犯灯の設置に伴う配線接続、絶縁処理等の電気工事を行うものとする。
- (4) 設置後の動作確認：設置完了後、全ての LED 防犯灯について点灯確認を行い、正常に機能することを確認するものとする。

2.2 LED 防犯灯の仕様

交換する LED 防犯灯は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 基本要件

ア. 未使用品であること。

イ. LED 専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯器具に直管蛍光灯型 LED 等を取り付けたものでないこと。

ウ. 和泊町が示す基準品と同等以上の性能を満たす機種とすること。

※町が示す製品以外の場合は、入札前にカタログ等を提出すること。

エ. 原則として、既設防犯灯の形状に応じた、直付け、埋め込み、吊り下げなどの適切な設置方法に対応すること。

オ. 極力、製品仕様の統一を図り、メンテナンス性にも配慮すること。

(2) 器具の性能

ア. 耐用年数は、原則として 10 年相当とし、長期にわたる屋外環境での耐久性を有していること。

イ. 器具本体は、アルミダイカスト製、耐候性樹脂製等、堅牢な構造であること。

ウ. LED の光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。

エ. 光色は、原則として昼白色（5,000K 程度）とする。

オ. 消費電力は、既存器具と比較して大幅な削減効果が見込まれること。

(3) 保証

設置された LED 防犯灯の製品及び工事に関する保証期間は、発注者と協議の上決定し、保証書を提出すること。

2.3 既設器具の撤去及び処分

(1) 受注者は、既設防犯灯の撤去にあたり、関係法令を遵守し、周囲の環境に配慮して安全に作業を実施する。

(2) 撤去した既設器具は、産業廃棄物として適正に分別・処理し、最終処分まで責任をもって行うものとする。処分が完了した場合は、マニフェスト等の写しを発注者に提出する。

2.4 電気供給契約に関する手続き代行

受注者は、本業務に伴い発生する九州電力への申請事務（供給契約内容の変更、設置・撤去に関する連絡等）を和泊町に代わって実施するものとする。申請に必要な書類の作成、提出、電力会社との調整等、一切の手続きを含むものとする。

2.5 施工計画書の提出

受注者は、契約締結後 30 日以内に、以下の事項を含む施工計画書を作成し、和泊町に提出し承認を得るものとする。

(1) 業務遂行方針

- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制、組織図、緊急連絡先
- (4) 業務責任者、現場代理人、主任技術者等の所属・氏名・経歴
- (5) 設置器具の一覧（設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色等）
- (6) 既設器具の撤去・処分方法
- (7) 安全衛生管理計画
- (8) 品質管理計画
- (9) 施工管理計画（作業前・中・後の手順、工事写真の撮影計画等）
- (10) 地域住民への周知・配慮計画
- (11) その他、発注者が指示する事項

2.6 安全管理

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に基づき、作業員の安全確保及び公衆災害防止に万全を期すものとする。
- (2) 作業中は、必要な安全設備（ヘルメット、安全帯、高所作業車等）を着用・使用し、適切な安全対策を講じるものとする。
- (3) 事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じるものとする。

2.7 交通誘導員等の手配

作業内容に応じて、交通誘導員、トラッククレーン、高所作業車等の手配が必要となる場合は、受注者の責任において手配し、その費用は契約金額に含まれるものとする。

2.8 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、全ての業務が完了した後、速やかに完了報告書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 完了報告書には、以下の項目を添付するものとする。
 - ア. 設置位置図及び設置前後の写真（日付入）
 - イ. 設置した LED 防犯灯のメーカー、型番、定格、設置箇所を明記した一覧表
 - ウ. 既設器具の処分に関するマニフェスト等の写し
 - エ. 九州電力への申請手続きに関する書類の写し
 - オ. 保証書
 - カ. その他、発注者が指示する書類
- (3) 発注者は、提出された完了報告書に基づき、現場検査及び書類検査を実施し、業務の完了を確認するものとする。

2.9 保証

- (1) 受注者は、本業務により設置した LED 防犯灯の製品（器具本体、光源等）及び設置工

事について、発注者と協議の上定めた期間、無償で修理又は交換を行う保証を付すものとする。

(2) 保証期間中に故障や不具合が生じた場合は、速やかに対応するものとする。

第3章 提出書類

3.1 契約締結時

- (1) 契約書
- (2) 業務委託仕様書（本書）
- (3) 委託料内訳書
- (4) 施工体制台帳（該当する場合）

3.2 業務実施時

- (1) 施工計画書（第2.5項参照）
- (2) 九州電力への申請関係書類の写し

3.3 業務完了時

- (1) 完了報告書（第2.8項参照）
- (2) 完成図書（各施設2部、電子データ含む。）
内容：施設別のエネルギー削減効果計算書、社内検査報告書、照度測定結果及び絶縁抵抗測定結果、取扱説明書、保証書等）
- (3) その他、発注者が指示する書類

第4章 その他

4.1 疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4.2 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の遂行上知り得た個人情報について、和泊町個人情報保護条例その他関係法令を遵守し、その保護に万全を期すものとする。

4.3 損害賠償

受注者は、本業務の実施にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

4.4 再委託の制限

受注者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできません。ただし、発注者が特に認めた場合はこの限りではありません。その場合も、再委託先に対する管理責任は受注者が負うものとする。